

資料

1970年代のアメリカ合衆国の州の学校図書館基準に見る スクール・ライブラリアン (school librarian, media specialist, AV specialist) の学校への配置基準

大城 善盛

(元同志社大学教授)

State Quantitative Standards for School Librarians, Media Specialists, Etc. in U.S.A. in 1970s

By Zensei OSHIRO

(Former Professor at Doshisha University)

1 はじめに

アメリカのスクール・ライブラリアン (school librarian, 以下 SL) は、1930 年までには専門職として認識され 1), その後紆余曲折を経ながらより高いレベルの専門職化への道を歩んでいる 2)。「紆余曲折を経ながら」というのは、SL の専門職化を推進させたというべき最初の全米学校図書館基準 (1918 年作成) が図書館界や学校図書館界からではなく、教育界から作成されたことも意味している。1930 年代には SL に対して、‘teacher’ と称すべきか、‘librarian’ と称すべきか、迷っている州もいくつかあった。それは 1 種のアイデンティティ・クライシスであり、「専門職化」の観点からはそれもまた「紆余曲折」と言えるであろう。

1945 年には ALA 独自で学校図書館基準が作成された。基準の名称は『今日及び明日の学校図書館: 機能と基準』(*School Libraries for Today and Tomorrow: Functions and Standards*) で、小学校と中等学校の図書館を含む基準であった。1945 年基準は、図書館サービスの中で最も重要な要素は SL であると記している。SL は専門職のライブラリアンであり、マスター教師であるとも記している。また、それらの役割を果たすためには、SL は専門職としての教育が必要であり、図書館職と教育職の経験も必要であると記している。同様な資格を要求する学校の他の職員と同等の専門職的なステータスを与えられ、給与、退職金、終身雇用等も同じであるべきである、とも記している。そして、200 人以上の生徒を擁する学校 (小学校や中学校) では、支援職に支えられる一人の専任の SL が必要であり、500 人を超える生徒を擁する学校では、もう一人の専任の SL が必要である、とも記している 3)。

1960 年代には、1965 年の「初等中等教育法」(*Elementary and Secondary Education Act*) により、学校の必要なリソース獲得に連邦政府が大きく貢献した。図書館の設置に関しては、特に小学

校が多く恩恵を受けた。例えば、1964/65～1967/68 年間に 300 人以上の生徒を擁する小学校で学校図書館 (media center) を有する学校は約 47% から約 82% にまで増えた 4)。

そのような状況の中で、American Association of School Librarians (以下、AASL) と Department of Audiovisual Instruction of National Education Association (以下、DAVI) は合同委員会を設置し、1969 年に『学校メディア・プログラム基準』(*Standards for School Media Programs*) を作成した。この基準では、「図書館」(library) ではなく「メディア・センター」(media center)、SL ではなく「メディア・スペシャリスト」(media specialist) の用語が使われた。これも 1 種の SL のアイデンティティ・クライシスであり、これまた「紆余曲折」と呼べるであろう。

しかし、AASL は 1951 年に独自の政策策定を可能にする ‘division’ のステータスを American Library Association (以下、ALA) から与えられると、1960 年、1969 年、1975 年、1988 年、1989 年、2007～2009 年、2018 年、と約 10 年毎に全米学校図書館基準 (ガイドラインも含めて) を改訂し、学校図書館と SL の意義を啓蒙している。特に、1960 年基準は教育界へ大きなインパクトを与え、学校図書館の発展においても大きな影響を及ぼしたと言われている 5)。

1960 年代のアメリカはベトナム戦争で苦悩していたが、時の大統領ジョンソン (L. B. Johnson) は通称「貧困との戦い」と呼ばれる政策で、貧困層の子どもを対象にしたいくつかの法律を成立させた。その代表格が 1965 年の「初等中等教育法」であった。1964 年に、連邦政府教育局 (U.S. Office of Education) のケッペル (F. Keppel) 局長は McCall's 誌に、“Schools Without Libraries: Our National Disgrace” という論稿を載せ、図書館のない学校を擁することは国の不名誉である、と論じた。100 万人の児童・生徒が通う 60% の小学校には図書館がなく、84% の学校には SL が居ない、とも論じた。そして、ケッペルは、図書館設置に関しては AASL が作成している 1960 年基準を参考にするよう推奨した 6)。

上記のような状況の中で、AASL と DAVI の合同で 1969 年の『学校メディア・プログラム基準』は作成された。1960 年基準では、最低 200 人の生徒を擁する学校では専任の SL と半日の支援職員を推奨し、12 学年まである学校 (一貫学校) では 200 人だけの生徒を擁する学校でも、優良なサービスを提供するためには SL の数を増やすことを推奨している 7)。1969 年の『学校メディア・プログラム基準』では、250 人の児童・生徒を基本規模として一人の専任のメディア・スペシャリストと 2 人の専任の支援職員を雇用するよう推奨している 8)。

上記の 1960 年及び 1969 年の全米基準に啓発されて、また上記の「初等中等教育法」の恩恵を被るために、地域認定基準協会 (regional accrediting association) の影響も受けながら、各州は学校図書館基準を改訂もしくは新たに作成したりしている。この資料: 「1970 年代のアメリカ合衆国の州の学校図書館基準に見るスクール・ライブラリアン (school librarian, media specialist, AV specialist) の学校への配置基準」では、ジョーンズ (M. L. Jones) の 1977 年の報告書『学校メディア基準の調査』(*Survey of School Media Standards*) に基づき、州基準が推奨する SL やメディア・スペシャリスト等の学校への配置基準を紹介する 9)。

1969 年の『学校メディア・プログラム基準』では SL の名称を無くし、メディア・スペシャリストに統一しているが、州レベルではこの「資料」が基づいている年 (1974 年) でも ‘librarian’, ‘media specialist’, ‘AV specialist’, 等の用語が使用されている。そして、州によってそれらの用語

を使い分けたり、同一の意味で使ったりしている。この「資料」ではジョーンズの報告書に従い、‘librarian’、‘media specialist’、‘AV specialist’ の用語を使用した。なお、ジョーンズの報告書には、‘staff’ や ‘professional’ 等の用語も散見される。その場合はジョーンズが使用している ‘school media specialist’ の訳語「学校メディア専門家」を使用した。因みに、ジョーンズは ‘school media specialist’ を ‘librarian’、‘media specialist’、‘AV specialist’ を包含する用語として使用していると推察される。

なお、ジョーンズの報告書はミシガン州、モンタナ州、ネブラスカ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、サウスカロライナ州、テキサス州、バーモント州、ワシントン州及びウェストバージニア州、の 13 州については ‘librarian’、‘media specialist’、‘AV specialist’ 等の資格に関しても記している。それらのうち 12 州については、この「資料」では各州の最後の方にその資格を追記した (注: ウェストバージニア州の学校図書館基準は、ジョーンズの報告書には記されていないため、12 州になっている)。

ジョーンズによると、それら専門職員の資格要件に関しては、(州の) 学校図書館基準から教師の資格に関する法律へ移動して来ているという。そして、それらの資格要件に関しては別の調査が必要であると記している。また、ミシガン州、ニューメキシコ州、サウスカロライナ州、オレゴン州、ペンシルバニア州及びウェストバージニア州の 6 州の学校図書館基準は草稿段階の基準であり、アラスカ州、アリゾナ州、マサチューセッツ州の 3 州は基準を有していない、とも記している。それらのことを念頭に置きながら、以下に各州の ‘school librarian’ や ‘media specialist’ ‘AV specialist’ 等の学校への配置基準を紹介する。

2 各州の ‘school librarian’ や ‘media specialist’ ‘AV specialist’ 等の学校への配置基準

1) アラバマ州 (Alabama)

小学校 = 生徒 300 人までは半日勤務の librarian か media specialist。300 人以上は一人の専任の librarian か media specialist。

中等学校 = 生徒 299 人までは半日勤務の librarian。300~999 人は一人の専任の librarian。

1,000 人以上は一人の専任の librarian に加えて、資格のある教育リソース担任者 (qualified instructional materials person) を追加。(認定中等学校 (accredited schools) においては最低 18 単位の図書館学を履修している資格のある librarian。「認定中等学校」とは地域認定基準によって認定されている中等学校を指していると推察される。)

2) アーカンソー州 (Arkansas)

小学校 = 無。

中等学校 = 生徒 250 人までは毎日 2 時間 (授業時間の単位) 図書館サービスをする librarian。

250~499 人は半日勤務の librarian。500 人以上は専任の librarian。

3) カリフォルニア州 (California)

フェイス (phase) I の小学校 = 生徒 500 人毎に一人の media specialist。

フェイス (phase) II の小学校 = 生徒 200 人毎に一人の media specialist。

フェイス (phase) I の中等学校 = 生徒 1,000 人毎に一人の media specialist。

フェイス (phase) II の中等学校 = 生徒 500 人毎に一人の media specialist。

(注: 'phase I' と 'phase II' の意味や相違は不明)

4) コロラド州 (Colorado)

小学校 = 無。

フェイス (phase) I の小学校 = 生徒 499 人までは半日勤務の学校メディア専門家。500~999 人は一人の学校メディア専門家。1000 人は 2 人の学校メディア専門家。

フェイス (phase) II の小学校 = 生徒 199 人までは半日勤務の学校メディア専門家。200~999 人は一人の学校メディア専門家。1000 人は 2 人の学校メディア専門家。

フェイス (phase) III の小学校 = 生徒 499 人までは一人の学校メディア専門家。500~999 人は 2 人の学校メディア専門家。1000 人は 3 人の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'phase I' 'phase II' 'phase III' の意味や相違は不明)

5) デラウェア州 (Delaware)

小学校 = 生徒 200 人毎に一人の media specialist。

中等学校 = 小学校と同じ。

6) ワシントン D.C. (District of Columbia)

小学校 = 教師 25 人毎に一人の librarian。

中等学校 = 小学校と同じ。

7) フロリダ州 (Florida)

レベル (level) 1b の小学校 = 生徒 300 人までは半日勤務の学校メディア専門家。301~900 人は一人の学校メディア専門家。901~1800 人は 2 人の学校メディア専門家。1801~3000 人は 3 人の学校メディア専門家。3001~4200 人は 4 人の学校メディア専門家。

レベル (level) 2b の小学校 = 生徒 600 人までは一人の学校メディア専門家。601~1200 人は 2 人の学校メディア専門家。1201~2400 人は 3 人の学校メディア専門家。2401~3600 人は 4 人の学校メディア専門家。3601~4200 人は 5 人の学校メディア専門家。

レベル (level) 3b の小学校 = 生徒 300 人までは一人の学校メディア専門家。301~900 人は 2 人の学校メディア専門家。901~1800 人は 3 人の学校メディア専門家。1801~3000 人は 4 人の学校メディア専門家。3001~4200 人は 5 人の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'level 1b' 'level 2b' 'level 3b' の相違は不明)

8) ジョージア州 (Georgia)

小学校 = 教師 13 人までは半日勤務の学校メディア専門家。14 人以上は一人の専任の学校メディア専門家。

中等学校 = 生徒 299 人までは半日勤務の学校メディア専門家。300 人以上は一人の専任の学校メディア専門家。

9) ハワイ州 (Hawaii)

小学校 = 生徒 799 人までは一人の学校メディア専門家。801~1499 人は 2 人の学校メディア専門家。1500~1999 人は 3 人の学校メディア専門家。2000~2499 人は 4 人の学校メディア専門家。2500 人以上は 5 人の学校メディア専門家。

中等学校 = 生徒 999 人までは 2 人の学校メディア専門家。1000~1999 人は 3 人の学校メディア専門家。2000~2499 人は 4 人の学校メディア専門家。2500~2999 人は 5 人の学校メディア専門家。3000 人以上は 6 人の学校メディア専門家。

一貫学校 = 生徒 299 人までは 2 人の学校メディア専門家。1000 (300?) 人以上は 3 人の学校メディア専門家。

10) アイダホ州 (Idaho)

基本 (basic) の小学校 = 生徒 500 人毎に一人の media specialist。

フェイス (phase) II の小学校 = 生徒 400 人毎に一人の media specialist。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'basic' と 'phase II' の相違は不明)

11) イリノイ州 (Illinois)

フェイス (phase) 1 の小学校 = 生徒 400 人以下は半日勤務の学校メディア専門家。400 人以上は専任の学校メディア専門家。人数は 500 人を基本とする。

フェイス (phase) 2 の小学校 = 一人の専任の学校メディア専門家。

フェイス (phase) 3 の小学校 = 生徒 250 人ごとに専任の学校メディア専門家。

フェイス (phase) 1 の中等学校 = 生徒 600 人毎に専任の学校メディア専門家。

フェイス (phase) 2 の中等学校 = 生徒 400 人毎に専任の学校メディア専門家。

フェイス (phase) 3 の中等学校 = 生徒 250 人毎に専任の学校メディア専門家。

(注: 'phase 1' 'phase 2' 'phase 3' の相違は不明)

12) アイオワ州 (Iowa)

フェイス (phase) I の小学校 = 生徒 499 人までは一人の学校メディア専門家。500~749 人は一人と半日勤務の学校メディア専門家。750~999 人は 2 人の学校メディア専門家。1000~1499 人は 2 人と半日勤務の学校メディア専門家。

フェイス (phase) II の小学校 = 生徒 400 人ごとに専任の学校メディア専門家。

フェイス (phase) III の小学校 = 生徒 250 人ごとに専任の学校メディア専門家。

フェイス (phase) I の中等学校 = 生徒 499 人までは一人の学校メディア専門家。500 人以上は 500 人ごとに専任の学校メディア専門家を追加。

フェイス (phase) II の中等学校 = 生徒 399 人までは一人の学校メディア専門家。400 人以上は 400 人ごとに専任の学校メディア専門家を追加。

フェイス (phase) III の中等学校 = 生徒 299 人までは一人の学校メディア専門家。250 人以上は 200 人ごと、もしくは端数ごとに専任の学校メディア専門家を追加。

(注: 'phase I' 'phase II' 'phase III' の相違は不明)

13) カンザス州 (Kansas)

小学校 = 生徒 100 人までは毎日 2 時間 (2 × 55 分授業) 勤務の学校メディア専門家。40 分授業の場合は毎日 3 時間 (3 × 40 分授業) 勤務の学校メディア専門家。100 (101?)~199 人は毎日 3 時間 (3 × 55 分授業) 勤務の学校メディア専門家。40 分授業は毎日 4 時間 (4 × 40 分授業) 勤務の学校メディア専門家。200 ~ 499 人は毎日 4 時間 (4 × 55 分授業) 勤務の学校メディア専門家、40 分授業は毎日 5 時間 (5 × 40 分授業) 勤務の学校メディア専門家。500 人以上は一人以上の専任の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

14) ケンタッキー州 (Kentucky)

小学校 = 生徒 400 人までは半日勤務の学校メディア専門家。401~1200 人は専任の学校メディア専門家。1201~1600 人は 2 人の学校メディア専門家。1601~2000 人は 2 人と半日勤務の学校メディア専門家。2001~2400 人は 3 人の学校メディア専門家。2401~2800 人は 3 人と半日勤務の学校メディア専門家。2800 (2801?)~3200 人は 4 人の学校メディア専門家。

中等学校 は小学校と同じ。

15) ルイジアナ州 (Louisiana)

小学校 = 教師 7~11 人は 3 分の 1 日勤務の librarian。12~16 人は半日勤務の librarian。17 人以上は一人の専任の librarian。

中等学校 = 生徒 351 (350?) 人までは半日勤務の librarian。351~1000 人は一人の専任の librarian。1001 人以上は一人の専任と 500 人増すごとに半日勤務の librarian。

16) メイン州 (Maine)

小学校 = 生徒 1099(999?) 人までは一人の professional librarian もしくは certified librarian もしくは media specialist。1000~1599 人は一人の professional librarian もしくは certified librarian もしくは 2 人の media specialist。1600 以上は一人の professional librarian もしくは 2 人以上の certified librarian もしくは 2 人以上の media specialist。

中等学校 は小学校と同じ。

(注: 'professional librarian' と 'certified librarian' の相違は不明)

17) メリーランド州 (Maryland)

小学校 = 生徒 749 人までは一人の media specialist。750~1399 人は 2 人の media specialist。1400~1849 人は 3 人の media specialist。1850~2499 人は 4 人の media specialist。2500 人以上は 5 人の media specialist。

中等学校 は小学校と同じ。

18) ミシガン州 (Michigan)

基本 (basic) の小学校 = 生徒 500 人毎に専任の学校メディア専門家。

中級 (better) の小学校 = 生徒 300 人毎に専任の学校メディア専門家。

上級 (advanced) の小学校 = 生徒 250 人ごとに専任の学校メディア専門家。

中等学校 は小学校と同じ。

(注: ‘basic’, ‘better’, ‘advanced’ の相違は不明)

- 学校メディア専門家の資格: 中等学校の学校メディア専門家 = 基本 (basic) の資格はメディア分野で 20 単位。中級 (better) の資格はメディア分野で 24 単位。上級 (advanced) の資格はメディア分野で修士号。

19) ミネソタ州 (Minnesota)

小学校 = 生徒 500 人毎に一人の専門職として資格のある librarian。250~350 人は少なくとも半日勤務の専門職として資格のある librarian。

中等学校 は小学校と同じ。

20) ミシシッピ州 (Mississippi)

小学校 = ‘AA’ と分類されている小学校は一人の有資格 librarian。

中等学校 = すべての学校は少なくとも半日勤務の librarian。生徒 200~999 人は一人の専任の librarian。1000 人以上はもう一人の専任の librarian の追加。

(注: ‘AA’ の意味は不明)

21) ミズリー州 (Missouri)

AA 分類の小学校 = 生徒 749 人以下は半日勤務の librarian。750 人以上は一人の専任の librarian。

AAA 分類の小学校 = 生徒 1500 人以下は一人の専任の librarian。1,500 人以上は 500 人毎に追加の専任の librarian。

AA 分類の中等学校 = 生徒 500 人以下は半日勤務の librarian。500 人以上は一人の専任の librarian。(但し、300 人以下の学校は半日勤務の librarian をシェアすること。)

(注: ‘AA’ と ‘AAA’ の相違は不明)

22) モンタナ州 (Montana)

小学校 = 4 人の教師を擁する小学校では一人の専任の librarian。または、生徒 800 人毎に一人の librarian。

中等学校 = 生徒 100 人以下は毎日 1 時間半勤務する librarian。101~300 人は毎日 3 時間勤務する librarian。301~500 人は一人の専任の librarian。500 人以上は一人の専任の librarian と 500 人増すごとに半日勤務の librarian の追加。

- librarian の資格: 中等学校では教員免許を有し、承認された図書館学を履修した人。

23) ネブラスカ州 (Nebraska)

小学校 = 生徒 500 人以下は半日勤務の media librarian。501~1200 人は一人の media librarian。
1201 以上は 1200 人毎に追加の media librarian。

中等学校 = 小学校と同じ。

一貫学校 = 生徒 500 人以下は半日勤務の media librarian。

- media librarian の資格: 18 単位の図書館学もしくはメディア学を履修している人。

24) ネバダ州 (Nevada)

小学校 = 生徒 250 人毎に media specialist。

中等学校 = 小学校と同じ。

- media specialist の資格: 20~30 単位の図書館学もしくはメディア学を履修している人。

25) ニューハンプシャー州 (New Hampshire)

小学校 = 生徒 800 人までは一人の librarian。500 人でも一人の librarian を推奨。

中等学校 = 生徒 500 人以下は毎日 100 人の生徒に 1 時間 (授業時間の単位) の図書館サービスが受けられること。毎日 75 人の生徒に 1 時間 (period) の図書館サービスが受けられることを推奨。500 人以上は専任の librarian。

26) ニュージャージー州 (New Jersey)

小学校 = 生徒 250 人毎に学校メディア専門家。しかし、規模の大小に関わらず一人の専任の学校メディア専門家 (を推奨?)。

中等学校 = 小学校と同じ。

27) ニューメキシコ州 (New Mexico)

小学校 = 図書館のある学校は専任の librarian。

中学校 = 生徒 300 人以下は少なくとも半日勤務の librarian。大規模の学校では専任の librarian。

高等学校 = 生徒 200 人までは 3 分の 1 日勤務の librarian。200~500 人は少なくとも半日勤務の librarian。500 人以上は専任の librarian。

- librarian の資格: 中等学校では、A-V 学や科目「児童文献」を除く 6 単位の図書館学履修が基本。250 人の生徒を擁する中等学校では A-V 学や科目「児童文献」を除く 10 単位の図書館

学の履修。501 人以上の生徒を擁する中等学校では A-V 学や科目「児童文献」を含めた 18 単位の図書館学関係の履修。

28) ニューヨーク州 (New York)

小学校 = 無。

中等学校 = 生徒 100 人以下は毎日 1 時間 (授業時間の単位) の図書館サービス (学校メディア専門家?)。101~300 人は毎日 2 時間 (授業時間の単位) の図書館サービス (学校メディア専門家?)。301~500 人は半日勤務の図書館サービス (学校メディア専門家?)。

29) ノースダコタ州 (North Dakota)

小学校 = 生徒 200 人は最低でも半日勤務の学校メディア専門家。400~799 人は最低でも一人の専任の学校メディア専門家。800~1199 人は最低でも一人の専任と半日勤務の学校メディア専門家。1200~1799 人は最低でも 2 人の専任の学校メディア専門家。

生徒 150 人以下で半日勤務の学校メディア専門家は「良」に入る。300~599 人での一人の専任の学校メディア専門家は「良」に入る。600~899 人での一人の専任と半日勤務の学校メディア専門家は「良」に入る。900~1199 人での 2 人の専任の学校メディア専門家は「良」に入る。

中等学校 = 小学校と同じ。

- 学校メディア専門家の資格: レベル (level1) の小・中学校では少なくとも 10 単位の A-V 学もしくは 14 単位の図書館学。レベル (level2) の小・中学校では少なくとも 16 単位の図書館学と 6 単位の A-V 学。

(注: 'level 1' と 'level 2' の相違は不明)

30) オハイオ州 (Ohio)

小学校 = 生徒 500 人の場合一人の専任の学校メディア専門家。500 人以上は 200 人毎に支援職を追加。

中学校 = 生徒 301 人以下は半日勤務の学校メディア専門家。301~499 人は 4 分の 3 日勤務の学校メディア専門家。500 人以上は専任の学校メディア専門家。

高等学校 = 生徒 301 人以下は半日勤務の学校メディア専門家。301 人以上は専任の学校メディア専門家。

- 学校メディア専門家の資格 (1): 中学校では生徒 300 人までは 8 単位の図書館学の履修。301~499 人は 16 単位の図書館学の履修。500 人以上は資格保持者もしくは 24 単位の図書館学の履修。
- 学校メディア専門家の資格 (2): 高等学校では生徒 300 人までは 12 単位の図書館学の履修。

301~499 人は 16 単位の図書館学の履修。500 人以上は 24 単位の図書館学の履修もしくは資格保持者。

31) オクラホマ州 (Oklahoma)

小学校 = 図書館を有する学校は teacher librarian。

中学校 = 生徒 150 人までは毎日 1 時間 (授業時間の単位) の librarian。151~300 人は毎日 2 時間 (授業時間の単位) の librarian。301~599 人は毎日 3 時間 (授業時間の単位) の librarian。600 人以上は専任の librarian。

高等学校 = 生徒 100 人までは毎日 1 時間 (授業時間の単位) 勤務の teacher librarian と毎日 1 時間 (授業時間の単位) 勤務の AV specialist と半日勤務の media specialist。101~199 人は毎日 2 時間 (授業時間の単位) 勤務の librarian と毎日 2 時間 (授業時間の単位) 勤務の AV specialist と半日勤務の media specialist。200~499 人は半日勤務の librarian と半日勤務の media specialist と 3 分の 2 日勤務の AV specialist。500~1499 人は一人の専任の librarian と一人の専任の AV specialist。1500 人以上は 2 人の専任の librarian と一人の専任の AV specialist。

- 学校メディア専門家の資格 (1): 生徒 100~199 人の小学校は 15 単位の図書館学、もしくは 10 単位の図書館学と 6 単位の AV 学。200~499 人の小学校は 15 単位の AV 学もしくは 15 単位の図書館学。500 人以上の小学校は資格を有する librarian か AV specialist。
- 学校メディア専門家の資格 (2): 生徒 300 人までの中学校は 9 単位の図書館学。301~599 人は 15 単位の図書館学。600 人以上は資格を有する librarian。
- 学校メディア専門家の資格 (3): 生徒 100 人以下の高等学校は 6 単位の図書館学もしくは AV 学。

32) オレゴン州 (Oregon)

小学校 = 生徒 150 人までは半日勤務の学校メディア専門家。151~1100 人は一人の専任の学校メディア専門家。1101~1700 人は 2 人の専任の学校メディア専門家。1701~2000 人は 3 人の専任の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

33) ペンシルバニア州 (Pennsylvania)

劣る (Inferior) 小学校 = 教師 12 人の学校はパートタイムの学校メディア専門家。24 人は一人の専任の学校メディア専門家。36 人は一人の専任の学校メディア専門家。

平均的な (Average) 小学校 = 教師 12 人の学校はパートタイムの学校メディア専門家。24 人は一

人の専任の学校メディア専門家。36人は2人の専任の学校メディア専門家。

良い (Good) 小学校 = 教師 12 人の学校は一人の専任の学校メディア専門家。24人は2人の専任の学校メディア専門家。36人は3人の専任の学校メディア専門家。

優秀な (Superior) 小学校 = 教師 12 人の学校は一人の専任の学校メディア専門家。24人は2人の専任の学校メディア専門家。36人は3人の専任の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'Inferior' 'Average' 'Good' 'Superior' の相違は不明)

34) ロードアイランド州 (Rhode Island)

小学校 = 生徒 250 以下は週 1.5 日の librarian。250~499 人は半日勤務の librarian。500~999 人は一人の専任の librarian。

中等学校 = 生徒 250 以下は半日勤務の librarian。250~999 人は一人の専任の librarian。1000 人以上は2人の専任の librarian。

35) サウスカロライナ州 (South Carolina)

小学校 = 生徒 375 人までは半日勤務の librarian。375 人以上は一人の専任の librarian。

中等学校 = 生徒 400 人までは少なくとも毎日 4 時間 (授業時間の単位) 勤務の librarian。401~749 人は一人の専任の librarian。750 人以上は2人の専任の librarian。

- librarian の資格 (1): 小学校の librarian は資格要件を満たさなければならない。
- librarian の資格 (2): 600 人までの中等学校は認証された図書館学校から 18 単位を履修した librarian。より大きな中等学校は完全に認証された librarian。

36) サウスダコタ州 (South Dakota)

小学校 = 教師 7~17 人の学校は半日勤務の media specialist。18 人以上は専任の media specialist。

中等学校 = 小学校と同じ。

37) テネシー州 (Tennessee)

小学校 = 教師 15 人までの学校は「librarian もしくは materials coordinator として」勤務する教師。15~19 人は半日勤務の librarian。19 人以上は専任の librarian。

中等学校 = 不明。

38) テキサス州 (Texas)

レベル (level) I の小学校 = 教師 20 人に付き一人の専任の librarian。生徒 1000 人に付き一人の AV specialist。

レベル (level) II の小学校 = 生徒 500 人に付き一人の専任の librarian。生徒 750 人に付き一人の AV specialist。

レベル (level) III の小学校 = 生徒 400 人に付き一人の専任の librarian。生徒 500 人に付き一人の AV specialist。

レベル (level) IV の小学校 = 生徒 250 人に付き一人の専任の librarian。生徒 250 人に付き一人の AV specialist。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'level I' 'level II' 'level III' 'level IV' の相違は不明)

- librarian の資格: 小・中等学校で半日以下の勤務をする librarian は教員免許に加えて 6 単位の図書館学の履修。半日勤務の librarian は教員免許に加えて 12 単位の図書館学の履修。専任の librarian は教員免許に加えて 18 単位の図書館学の履修 (provisional certificate) か、または 30 単位の図書館学の履修 (professional certificate)。

39) ユタ州 (Utah)

フェイス (phase) I の小学校 = 生徒 1000 人に付き一人の学校メディア専門家。

フェイス (phase) II の小学校 = 生徒 800 人に付き一人の学校メディア専門家。

フェイス (phase) III の小学校 = 生徒 600 人に付き一人の学校メディア専門家。

フェイス (phase) IV の小学校 = 生徒 400 人に付き一人の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'phase I' 'phase II' 'phase III' 'phase IV' の相違は不明)

40) バーモント州 (Vermont)

小学校 = 不明。

中等学校 = 生徒 100 人までは 4 分の 1 日勤務の teacher librarian。100~300 人は半日勤務の teacher librarian。301~500 人は 4 分の 3 日勤務の teacher librarian。501~750 人は専任の teacher librarian。750 (751?) 人以上は専任の school librarian。

(注: 'teacher librarian' と 'school librarian' の相違は不明)

- media generalist の資格: 中等学校における media generalist はメディア教育の修士号保持者。

- library specialist の資格: 15 単位の図書館学履修者。
- AV specialist の資格: AV 領域での 15 単位履修者。

(注: 以上の 3 種の専門職員の名称は基準には出て来ていない。)

41) バージニア州 (Virginia)

小学校 = 教師 11 人までは半日勤務の teacher librarian。12 人以上は専任の librarian。

中等学校 = 生徒 300 人までは半日勤務の librarian。300(301?)~999 人は一人の専任 librarian。
1000 人以上は一人の librarian ともう一人の専門職員 (librarian か AV specialist)

一貫学校 = 生徒 300 人以上は一人の専任の librarian。

42) ワシントン州 (Washington)

基本 (minimum) の小学校 = 生徒 200 人までは半日勤務の学校メディア専門家。201~799 人は一人の専任の学校メディア専門家。800~1199 人は一人の専任と半日勤務の学校メディア専門家。1200~1799 人は 2 人の専任の学校メディア専門家。

良 (better) の小学校 = 生徒 299 人までは半日勤務の学校メディア専門家。300~599 人は一人の専任の学校メディア専門家。600~899 人は一人の専任と半日勤務の学校メディア専門家。900~1199 人は 2 人の専任の学校メディア専門家。

優秀 (excellent) な小学校 = 生徒 200~399 人までは半日勤務の学校メディア専門家。400~599 人は一人の専任の学校メディア専門家。600~899 人は一人の専任と半日勤務の学校メディア専門家。900~1199 人は 2 人の専任の学校メディア専門家。

中等学校 = 小学校と同じ。

(注: 'minimum' 'better' 'excellent' の相違は不明)

- 学校メディア専門家の資格 (1): 基本 (minimum) の小学校は (図書館学の履修)18 単位 (3 学期制), 良 (better) の小学校は 24 単位 (3 学期制), 優秀 (excellent) な小学校は修士号。
- 学校メディア専門家の資格 (2): 基本 (minimum) の中等学校は 24 単位 (3 学期制), 良 (better) の中等学校は 36 単位 (3 学期制), 優秀 (excellent) な中等学校は修士号。

43) ウィスコンシン州 (Wisconsin)

小学校 = 生徒 299 人までは半日勤務の librarian。300~499 人は一人の専任 librarian。500 人以上は一人の librarian と生徒 100 人単位で毎日 1 時間 (授業時間の単位) の支援をする専門職員。その上, 399 人までは半日勤務の AV specialist。400~750 人は一人の専任 AV specialist と 1000 人毎に一人の専任の AV specialist。

中等学校 = 小学校と同じ。

44) ワイオミング州 (Wyoming)

小学校 = 生徒 100 人までは半日勤務の teacher librarian。100 (101?)~250 人は一人の専任の librarian。250 (251?) 人以上は追加。

中等学校 = 小学校と同じ。

3 終わりに

AASL によって 1960 年に作成された全米基準『学校図書館プログラム基準』は SL の配置に関して、300 人の生徒を擁する学校は一人の専任、400 人増加した場合にはもう一人の SL の雇用を推奨した。また、1969 年の『学校メディア・プログラム基準』は、250 人を基本に一人の専任 media specialist、250 人以上は 2 人の専任の支援職員を雇用するよう推奨した。その 2 つの全米基準と比較すると、多くの州が 1974 年時点で全米基準を視野に入れた形の図書館専門職員の配置基準を作成していると言えそうである。

その要因としては、次のようなことが推察される。1965 年の「初等中等教育法」による連邦政府の財政的支援により、多くの学校 (特に小学校) が図書館を設置する機会を得た。ウィーガンド (W. A. Wiegand) によると、1965 年の「初等中等教育法」は州政府への財政的支援も含んでいて、州はその支援により州教育局に学校図書館監督官 (school library supervisor) を設けたり、学校図書館基準を改訂したり、SL の資格を設定したりした。そして、1970 年までには各州は少なくとも一人の学校図書館監督官を雇用し、47 州が学校図書館基準を持つようになった。しかしまた、1968 年の時点でも 4 万 8 千の学校には資格を有する SL は雇用されておらず、白人の多い学校が黒人やヒスパニック系が多い学校より極めて多くの蔵書と専任の SL を擁している状況にあった 10)。

さらには、オッソー (N. Osso) によると、1973 年に調査した 3,500 の公立学校のうち 2,975 校は図書館を有しており (約 85%)、それらの学校のうち中等学校における 1 校当たりの資格を有する SL (media specialist) は専任換算で 1.2 人、小学校では専任換算で 0.7 人であった。しかし、300 人以下の生徒を有する公立の中等学校では 92% の学校に、(一貫学校も含めた) 小学校では 61% の学校に図書館はなかった 11)。このように、1965 年の「初等中等教育法」は全般的には学校図書館の発達に大いに貢献したが、その貢献は不公平な貢献の仕方であったと言える。

1960~70 年代の学校図書館は大局的に見ると大きな変化を経験した 20 年であったと言えそうである。図書館の数、コレクションの規模、SL の数が 1965 年の「初等中等教育法」等により大きく変化 (膨張) した。それらは SL が専門職化していく際に基本的な必要要件であろう。しかし、ウィーガンドはその 20 年間の現場の SL の状況を考察し、いろいろな問題を抱えていたことを報告している 12)。それらの問題にも関わらず、SL の専門職化に関しては、全米学校図書館基準は重要であり、実質的な要件は州の学校図書館基準と SL の資格要件であると推察した。そのような推察の基に、各州の学校図書館基準の中に記されている SL 等の学校への配置基準を紹介した。

最後に、州の作成する学校図書館基準のメリットについて言及しておきたい。約 10 年毎に AASL によって作成されている全米学校図書館基準は、学校図書館と SL の意義を啓蒙して来ている。しか

し、学区や学校レベルにおいては殆ど拘束力を有しない。他方、州の学校図書館基準は学区や学校が州からの財政的支援を得る場合に影響を及ぼす場合が多い。1960年のことであるが、ダーリン (R. L. Darling) は、州の学校図書館基準に関して次のように記している 13)。

州の学校図書館基準には2つのタイプがある。1つのタイプは学校基準の一部として組み込まれている基準、2つ目のタイプは独立した基準である。学校基準の一部として組み込まれている場合は、さらに2つのサブタイプに分けられる。1つ目のサブタイプは推薦止まりの基準であり、2つ目のサブタイプは(学校の設立や強化に際しての)認証基準になっている基準である。2つ目のサブタイプに入る学校図書館基準を作成している州として、アリゾナ州、アーカンソー州、コロラド州、インディアナ州、ケンタッキー州、ネブラスカ州、サウスダコタ州がある。

以上のように、SLの配置基準も含む州の学校図書館基準は極めて重要であり、この資料ではSLの配置基準のみを紹介した。

注および引用文献

- 1) W. A. Wiegand, *American Public School Librarianship: A History*. Johns Hopkins University Press, 2021, p.44–50.
Education Committee of American Library Association, *School Library Yearbook*. No. One. 1927, p.10. <<https://hdl.handle.net/2027/mdp.39015028685801?urlappend=%3Bseq=16%3Bownerid=13510798897316168-22>>. [引用日: 2023-5-18]
なお、*School Library Yearbook*. No. Oneによると、当時(1927年頃)ニューヨーク州では、100人以上の生徒を有する学校では school librarian (SL) を擁しなければならないという規則があり、州の資格を有する専任やパートタイムのSLが414人居たということである。
- 2) 「専門職」の概念に関しては、職業社会学で様々に議論されているが、ここでは「専門職」を、例えば連邦政府労働統計局の『職業展望ハンドブック』(*Occupational Outlook Handbook*)の中に記されているような「特別の専門知識に基づく特殊の知的職業」、と理解し、「専門職化」とは「そのような職業として広く社会で認められていく過程」、というふうに理解することにする。参照: U.S. Bureau of Labor Statistics, *Occupational Outlook Handbook*. <<https://www.bls.gov/ooh/>>. [引用日: 2023-2-4]
- 3) ALA Committees on Post-War Planning of the American Library Association and ALA Division of Libraries for Children and Young People, *School Libraries for Today and Tomorrow: Functions and Standards*. ALA, 1945.
- 4) M. L. Jones, *Survey of School Media Standards*. U.S. Office of Education, 1977, p.35. <<https://eric.ed.gov/?id=ED148380>>. [引用日: 2023-5-4]
- 5) L. Gann, “School Library Media Standards and Guideline: A Review of Their Significance and Impact,” *The Emerging School Library Media Center: Historical Issues and Perspec-*

- tives*. ed. K. Latrobe, Englewood, Libraries Unlimited, 1998, p.153–94.
- 6) W. A. Wiegand, *op. cit.* 1), p.151.
 - 7) American Association of School Librarians, *Standards for School Library Programs*. ALA, 1960.
 - 8) American Association of School Librarians and Department of Audiovisual Instruction of the National Education Association, *Standards for School Media Programs*. American Library Association and National Education Association, 1969.
 - 9) M. L. Jones, *op. cit.* 4).
 - 10) W. A. Wiegand, *op. cit.* 1), p.154.
 - 11) N. Osso, *Statistics of Public School Libraries Media Centers*. U.S. National Center for Education Statistics, 1974. <<https://eric.ed.gov/?id=ed145866>>. [引用日: 2023-6-25]
 - 12) W. A. Wiegand, *op. cit.* 1), p.150–206.
 - 13) R. L. Darling, *Survey of School Library Standards*. U.S. Office of Education, 1964, p.3–4. <<https://hdl.handle.net/2027/uiug.30112018696911?urlappend=%3Bseq=15%3Bownerid=35429454-14>>. [引用日: 2023-6-25]